

平成24年度

災害発生から地域コミュニティ再生に至るまでの  
社会教育関係者及び社会教育施設の役割に関する調査研究

報 告 書

平成25年3月

文 部 科 学 省

## 目 次

序 章	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査の対象・方法・項目等	1
3	調査結果の概要	4
4	調査研究の実施と成果品のとりまとめ	5
第1章	特定被災地方公共団体の社会教育施設について	6
1	アンケート調査の回収状況について	6
2	社会教育施設の施設概要について	7
3	社会教育施設の被害状況について	15
第2章	震災発生前の取組状況について	18
1	震災前の防災に対する取り組み状況について	18
2	社会教育施設の避難所指定について	21
3	震災発生前の特徴的な取組事例について	21
4	震災発生前の取組の課題について	22
第3章	震災発生時の取組状況について	23
1	震災発生時の対応状況について	23
2	避難所の開設状況について	26
3	避難所の運営状況について	27
4	避難所運営上の問題点について	32
5	震災発生時の特徴的な取組事例について	38
6	震災発生時の取組の課題について	39
第4章	震災発生後の取組状況について	40
1	震災発生後の取組について	40
2	災害復旧・復興に向けた取組について	42
3	今後の防災に対する取組について	43
4	教育委員会の今後の防災に対しての取組の方向性について	45
5	震災発生後の特徴的な取組事例について	46
6	震災発生後の取組の課題について	49
第5章	防災に対する社会教育関係者及び社会教育施設のあり方について	50
1	社会教育施設及び社会教育施設の果たした役割について	50
2	災害時に社会教育施設を活用するにあたっての課題について	51
3	災害時の社会教育関係者及び社会関係施設のあり方（案）について	53
参考資料		
1	既存文献等による社会教育関係者及び社会教育施設の取組	1
2	ヒアリングシート	25
3	アンケート調査集計結果・自由回答	89
4	アンケート調査票	129

# 序 章 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査研究の目的は、東日本大震災を教訓とし、災害発生時及び災害復旧・復興時において、社会教育関係者が果たした役割及び公民館等公立社会教育施設（以下、「社会教育施設」という）の避難場所への活用等の実情の調査・考察を通じ、今後、対策を講ずるべき課題を把握し、広く周知することにより、全国の自治体の防災対策、防災意識の向上を図るものである。

具体的には、被災地域を対象として、社会教育施設の被害の状況を把握するとともに、災害発生以前に社会教育関係者及び社会教育施設が防災に対してどのような対応を想定し、防災への備えはどのような状況であったのか、震災発生後に具体的にどのような対応をとったのか、その際の問題点や課題は何であったのかを把握することにより、今後、他の地域や新たな災害時の社会教育関係者の対応及び社会教育施設の整備のあり方について考察するものである。

## 2 調査研究の対象・方法・項目等

### (1)調査の対象

本調査研究の対象は、東日本大震災で被害を受けた、都道府県・市町村の教育委員会、及びその自治体の社会教育施設とした。

社会教育施設としては、文部科学省が実施している「社会教育調査」の対象施設と同一とし、公民館等(公民館類似施設を含む)、図書館等(図書館同種施設を含む)、博物館等(博物館類似施設を含む)、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、文化会館、生涯学習センターとし、公立(県立、市町村立)の施設を対象とした。

### (2)調査の方法

調査の方法としては、各道県・市町村教育委員会及び社会教育施設を対象としたアンケート調査と、特徴的な取組事例や効果的であった取組事例に対するヒアリング調査により構成される。

#### 【アンケート調査】

調査対象自治体：

アンケート調査の対象とした地方公共団体は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）」第二条第二項に定める特定被災地方公共団体に指定された被災各県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」第一条に定める各県下の特定被災地方公共団体の指定を受けた市町村（平成 23 年政令第 127 号(平成 24 年 2 月 22 日改正)）とした。

[調査対象被災県] 9 県

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

[特定被災地方公共団体] 178 市町村

（北海道）：4 自治体（4 町）	青森県：4 自治体（2 市 2 町）
岩手県：21 自治体（10 市 7 町 4 村）	宮城県：35 自治体（13 市 21 町 1 村）
福島県：42 自治体（11 市 20 町 11 村）	茨城県：36 自治体（29 市 5 町 2 村）
栃木県：12 自治体（6 市 6 町）	（埼玉県）：1 自治体（1 市）
千葉県：19 自治体（13 市 6 町）	新潟県：2 自治体（1 市 1 町）
長野県：2 自治体（2 村）	

注：（北海道、埼玉県）は、道県としての指定はなし

特定被災地方公共団体（9 県、178 市町村）

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県 長野県

北海道：茅部郡鹿部町 二海郡八雲町 広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

埼玉県：久喜市

千葉県：千葉市 銚子市 船橋市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町

長野県：下高井郡野沢温泉村 下水内郡栄村

調査対象社会教育施設：

アンケート調査の対象は、県・市町村教育委員会、及び社会教育施設とした。

社会教育施設：公民館等(公民館類似施設を含む)、図書館等(図書館同種施設を含む)、博物館等(博物館類似施設を含む)、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、文化会館、生涯学習センター

調査期間：平成 24 年 12 月 18 日(火)～平成 25 年 1 月 18 日(金)

依頼方法：文部科学省から調査依頼文及び調査票を各道県教育委員会へ送付し、道県教育委員会の回答を得るとともに、各道県教育委員会から対象市町村教育委員会へ調査依頼文及び調査票を送付いただいた。これにより、市町村教育委員会の回答を得るとともに、市町村教育委員会から対象社会教育施設への査依頼文及び調査票を送付し、対象社会教育施設の回答を得た。

調査方法：原則として、インターネット上へのアクセスにより、調査票をダウンロードして、メールに回答票を添付することにより回収を行った。一部、郵送又はファックスによる回答を得た。

調査票回収状況：

教育委員会 計 121 票(道県 10 票、市町村 111 票)

社会教育施設 計 1,200 票 (複合施設の種類の総数を含むため、施設別合計は 1,319 施設となる。)

公民館等 (公民館類似施設を含む)	544 票
図書館等 (図書館同種施設を含む)	163 票
博物館等 (博物館類似施設を含む)	99 票
青少年教育施設	25 票
女性教育施設	6 票
体育施設	340 票
文化会館	67 票
生涯学習センター	75 票

#### 【ヒアリング調査】

調査対象団体：

アンケート回収票より、災害発生時及び災害復旧・復興時において、社会教育関係者や社会教育施設が地域コミュニティの再生に向けて行った特徴的な取組事例や、効果的であった取組事例などについて、訪問してヒアリング調査を実施した。

教育委員会：5 団体（県教育委員会 3 団体、市町村教育委員会 2 団体）

社会教育施設：19 施設（公民館等 12 施設、図書館等 1 施設、博物館等 1 施設、青少年教育施設 1 施設、女性教育施設 1 施設、体育施設 1 施設、文化会館 1 施設、生涯学習センター1 施設）

調査期間：平成 25 年 2 月 6 日(水)～平成 25 年 2 月 28 日(木)

### (3)調査の項目

アンケート調査票は、大きく下記の 2 種類により構成されている。

#### 【社会教育行政調査】

- (1) 各自治体における社会教育関係者・社会教育施設の状況について
- (2) 東日本大震災の被害状況及び震災前の防災対応について
- (3) 東日本大震災発生時の教育委員会の対応について
- (4) 社会教育施設を利用した避難所運営について
- (5) 社会教育関係者・社会教育施設が果たした役割について
- (6) 東日本大震災発生後の教育委員会の対応について

#### 【社会教育施設調査】

- (1) 社会教育施設の概要について
- (2) 東日本大震災の被害状況及び震災前の防災対応について
- (3) 東日本大震災発生時の社会教育施設の対応について
- (4) 社会教育施設を利用した避難所運営について
- (5) 社会教育関係者・社会教育施設が果たした役割について
- (6) 東日本大震災発生後の教育委員会の対応について

実際のアンケート調査票を参考資料として巻末に示す。

ヒアリング調査は、主に下記の点について聞き取り調査を行った。

#### 【ヒアリング調査】

- (1) 東日本大震災直後の状況について
- (2) 避難所としての対応状況について
- (3) 避難所の運営上の問題点・課題について
- (4) 避難所運営以外での活動と問題点・課題について
- (5) それぞれの問題点・課題を克服するために実施した活動について
- (6) 震災後に防災や減災を目的として実施、または実施する予定の活動等について
- (7) 地域内での果たす役割について
- (8) 関係機関への要望等について

### 3 調査結果の概要

#### (1)調査結果の概要

調査票の回収は、教育委員会を対象とした社会教育行政調査で 121 公共団体(回収率 64.7%)、社会教育施設調査で 1,200 票の回収があった。社会教育施設の種別では、公民館が 45.3%を占め、次いで体育施設が 28.3%、図書館が 13.6%の順であった。

社会教育施設調査によると、避難所を開設した社会教育施設は、施設全体で 248 施設あり、施設全体の 20.7%を占めている。施設別では、公民館が 184 施設(33.9%)、青少年教育施設が 7 施設(30.4%)、文化会館が 11 施設(23.4%)となっている。

避難所運営の主体は、社会教育関係者が主体となって運営したところが 52.4%、社会教育関係者と地域住民等が協力して運営したところが 23.1%、当初は社会教育関係者が主体となり後に地域住民は主体となって運営したところが 1.7%、当初から地域住民が主体となって運営したところが 3.7%となっている。

社会教育施設が避難所として利用されたことによる問題点は、62.0%が本来の施設目的の事業ができなかったとし、次いで、職員が多忙を極め施設再開の準備等に支障が生じたが 38.9%となっている。

今後の課題として、社会教育施設の施設や設備のハード面の整備、防災マニュアルなどの整備、社会教育関係者の研修、地域コミュニティとの連携などのソフト面の整備が挙げられた。

#### (2)留意点

本調査における留意点を下記に示す。

##### ①社会教育施設の種別による標記(「社会教育調査」に準ずる)

公民館等：(公民館本館，分館，公民館類似施設等)

図書館等：(本館，分館等)

博物館等：(博物館，博物館相当施設，博物館類似施設等)

青少年教育施設 (少年自然の家，青年の家，児童文化センター，野外教育施設等)

女性教育施設

体育施設

文化会館

生涯学習センター

##### ②アンケート調査は、社会教育行政調査(教育委員会対象)、社会教育施設調査(社会教育施設対象)から構成されている。両者のアンケート調査項目については、同様の設問をしている項目もあるが、施設数を母数として集計する項目(施設種別の回答割合等)については、原則として社会教育施設調査の集計を基本とした。

調査票における同様の設問で、教育委員会の回答と社会教育施設の回答の比較が可能な項目については、同一のグラフ(集計結果)として示した。ただし、回答者及び回答の対象施設が異なることから、同一レベルでの比較検討を行うことには十分留意する必要がある。

報告書本編に掲載していない調査結果については、集計結果として参考資料に示した。

③報告書本編でアンケート調査結果を示す項については、図表番号の右側に、集計を行った各調査票の設問番号を下記のとおりに記載した。

(1)〇〇〇の状況について

➤ \_\_\_\_\_  
➤ \_\_\_\_\_

図.〇-〇-〇 (行-問☆)

〇〇〇〇の状況(N=1,200)

凡例

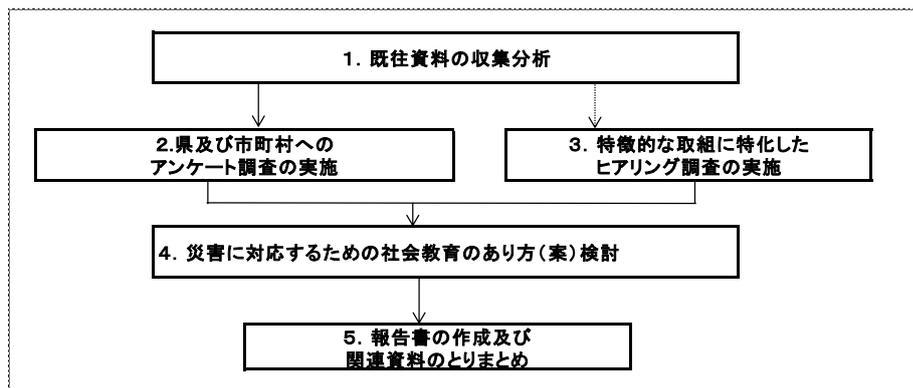
社会教育施設

0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 %

(行-問☆)  
: 社会教育行政調査票の問☆番の集計結果  
(施-問△)  
: 社会教育施設調査票の問△番の集計結果

#### 4 調査研究の実施と成果品のとりまとめ

本調査研究のフローは、下図に示すとおりである。



成果品のとりまとめについては、調査項目との対応で、下記のように構成した。

報告書 目次構成	調査項目
第1章 特定被災地方公共団体の社会教育施設について	1. 既往資料の収集分析 2. 県及び市町村へのアンケート調査の実施
第2章 震災発生前の取組状況について	2. 県及び市町村へのアンケート調査の実施 3. 特徴的な取組に特化したヒアリング調査の実施
第3章 震災発生時の取組状況について	2. 県及び市町村へのアンケート調査の実施 3. 特徴的な取組に特化したヒアリング調査の実施
第4章 震災発生後の取組状況について	2. 県及び市町村へのアンケート調査の実施 3. 特徴的な取組に特化したヒアリング調査の実施
第5章 社会教育関係者及び社会教育施設の果たした役割について	4. 災害に対応するための社会教育のあり方(案)検討
参考資料	1. 既往資料の収集分析 2. 県及び市町村へのアンケート調査の実施 3. 特徴的な取組に特化したヒアリング調査の実施

# 第1章 特定被災地方公共団体の社会教育施設について

## 1 アンケート調査の回収状況について

### (1) 社会教育行政調査(道県・市町村教育委員会対象)

- 社会教育行政調査については、全体で 121 地方公共団体からの回答が得られ、回収率は道県教育委員会で 100%、市町村教育委員会を含めた合計で 64.7%を占めた。

表.1-1-1 社会教育行政調査の回収率

道県名	合計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	新潟県	長野県
回収票数	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市町村	111	2	3	15	26	23	19	8	1	12	0	2
合計	121	3	4	16	27	24	20	9	1	13	1	3
調査対象公共団体数	187	4	5	22	36	43	37	13	1	20	3	3
特定被災地方公共団体数(県含)												
回収率(%)	64.7%	75.0%	80.0%	72.7%	75.0%	55.8%	54.1%	69.2%	100.0%	65.0%	33.3%	100.0%

注:1 自治体として教育委員会と首長部局との複数回答もあるため、回収調査票は計 126 票であり、集計の母数は 126 票としている。

### (2) 社会教育施設調査(社会教育施設対象)

- 社会教育施設調査については、合計で 1,200 施設からの回答が得られた。
- 社会教育施設は、公民館と体育施設、公民館と生涯学習センターなどの複合施設があるため、回答票の施設種別数は合計で 1,319 施設となり、施設種別の回収率(概算)でみると合計で 23.1%であった。  
(注:回収率算出のための特定被災地方公共団体における社会教育施設数は、「H20 年度社会教育調査(H20.10.1 現在)」を用いている。本調査時とは時点が異なり、新設などで回収率が 100%を超える施設種別もみられ、回収率は参考程度にとどめる必要がある。)
- 社会教育施設調査の集計は回答票数(N=1,200)を母数とし、その施設種別構成比は、全体の 45.2%を公民館が占め、次いで体育施設が 26.6%、図書館が 9.5%を占めている。

表.1-1-2 社会教育施設調査の回収票数・回収率(複合施設の場合の施設種別を含む) (施一問 1)

	合計	公民館等	図書館等	博物館等	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	文化会館	生涯学習センター	
北海道	11	1	1	1	1	0	5	1	1	
回収票	50	5	2	4	2	0	37	0	0	
施設数	22.0%	20.0%	50.0%	25.0%	50.0%	-	13.5%	-	-	
回収率(%)	52	27	4	5	1	0	13	2	0	
回収票	94	35	5	14	2	1	35	2	0	
施設数	55.3%	77.1%	80.0%	35.7%	50.0%	0.0%	37.1%	100.0%	-	
回収率(%)	274	84	23	30	2	0	82	14	39	
回収票	777	231	36	71	5	1	407	20	6	
施設数	35.3%	36.4%	63.9%	42.3%	40.0%	0.0%	20.1%	70.0%	650.0%	
回収率(%)	240	116	23	13	4	2	59	15	8	
回収票	1,247	511	34	124	12	3	519	40	4	
施設数	19.2%	22.7%	67.6%	10.5%	33.3%	66.7%	11.4%	37.5%	200.0%	
回収率(%)	285	131	32	14	4	1	90	9	4	
回収票	1,267	338	61	80	25	5	713	31	14	
施設数	22.5%	38.8%	52.5%	17.5%	16.0%	20.0%	12.6%	29.0%	28.6%	
回収率(%)	205	92	30	17	5	2	40	8	11	
回収票	1,051	339	51	86	16	1	507	38	13	
施設数	19.5%	27.1%	58.8%	19.8%	31.3%	200.0%	7.9%	21.1%	84.6%	
回収率(%)	115	33	20	7	3	1	37	7	7	
回収票	388	74	23	82	6	4	183	15	1	
施設数	29.6%	44.6%	87.0%	8.5%	50.0%	25.0%	20.2%	46.7%	700.0%	
回収率(%)	11	7	0	0	0	0	4	0	0	
回収票	41	7	4	1	0	0	25	4	0	
施設数	26.8%	100.0%	0.0%	0.0%	-	-	16.0%	0.0%	-	
回収率(%)	121	52	30	10	5	0	8	10	6	
回収票	651	133	52	48	17	2	376	21	2	
施設数	18.6%	39.1%	57.7%	20.8%	29.4%	0.0%	2.1%	47.6%	300.0%	
回収率(%)	2	0	0	2	0	0	0	0	0	
回収票	112	49	1	10	0	0	51	1	0	
施設数	1.8%	0.0%	0.0%	20.0%	-	-	0.0%	0.0%	-	
回収率(%)	3	1	0	0	0	0	2	0	0	
回収票	21	2	0	2	0	0	17	0	0	
施設数	14.3%	50.0%	-	0.0%	-	-	11.8%	-	-	
回収率(%)	1,319	544	163	99	25	6	340	66	76	
回収票	5,699	1,724	269	522	85	17	2,870	172	40	
施設数	23.1%	31.6%	60.6%	19.0%	29.4%	35.3%	11.8%	38.4%	190.0%	
回収率(%)	集計の母数	1,200	542	114	94	23	6	319	47	55
(主要な施設種類)	施設種別構成比	100.0%	45.2%	9.5%	7.8%	1.9%	0.5%	26.6%	3.9%	4.6%
施設種別構成比										

注:特定被災地方公共団体における社会教育施設数は「H20 年度社会教育調査(H20.10.1 現在)」を用いている。

## 2 社会教育施設の施設概要について(社会教育施設調査より)

### (1)社会教育施設職員数

- 社会教育施設調査によると、社会教育施設の職員数は、1施設あたり合計で平均6.60人の職員がいる。
- 専任職員が35.2%を占め、非常勤職員が29.6%、兼任職員が12.9%、指定管理者が22.3%を占める。

表.1-2-1 社会教育関係職員数

(施一問2)

		合計	①専任	②兼任	③非常勤	④指定管理者
施設の長	職員数	1,081	389	282	260	150
	割合(%)	100.0%	36.0%	26.1%	24.1%	13.9%
	1施設あたり平均職員数	0.90	0.32	0.24	0.22	0.13
社会教育主事・主事補	職員数	156	67	45	26	18
	割合(%)	100.0%	42.9%	28.8%	16.7%	11.5%
	1施設あたり平均職員数	0.13	0.06	0.04	0.02	0.02
公民館主事	職員数	463	111	37	315	0
	割合(%)	100.0%	24.0%	8.0%	68.0%	0.0%
	1施設あたり平均職員数	0.39	0.09	0.03	0.26	0.00
図書館司書・司書補	職員数	614	305	18	248	43
	割合(%)	100.0%	49.7%	2.9%	40.4%	7.0%
	1施設あたり平均職員数	0.51	0.25	0.02	0.21	0.04
学芸員・学芸員補	職員数	306	210	22	38	36
	割合(%)	100.0%	68.6%	7.2%	12.4%	11.8%
	1施設あたり平均職員数	0.26	0.18	0.02	0.03	0.03
指導系職員	職員数	407	121	12	142	132
	割合(%)	100.0%	29.7%	2.9%	34.9%	32.4%
	1施設あたり平均職員数	0.34	0.10	0.01	0.12	0.11
その他職員 (事務職員、技術職員、労務職員等)	職員数	4,892	1,585	607	1,313	1,387
	割合(%)	100.0%	32.4%	12.4%	26.8%	28.4%
	1施設あたり平均職員数	4.08	1.32	0.51	1.09	1.16
合計	職員数	7,919	2,788	1,023	2,342	1,766
	割合(%)	100.0%	35.2%	12.9%	29.6%	22.3%
	1施設あたり平均職員数	6.60	2.32	0.85	1.95	1.47

- 施設別にみると、公民館では、1施設あたりの社会教育主事・主事補は0.14人、公民館主事は0.84人、合計職員で4.84人となっている。
- 図書館では、1施設あたりの図書館司書・司書補は4.46人、合計職員は12.25人で、博物館では、学芸員・学芸員補は3.12人、合計職員で11.22人となっている。
- 青少年教育施設では、1施設あたりの社会教育主事・主事補は1.35人、指導系職員は1.13人、合計職員は11.22人で、女性教育施設では、社会教育主事・主事補は0.83人、合計職員で10.67人となっている。
- その他の施設の1施設あたりの合計職員数は、体育施設で5.23人、文化会館で9.60人、生涯学習センターで8.98人となっている。

表.1-2-2 社会教育施設別の主な職種別関係職員数

(施一問2)

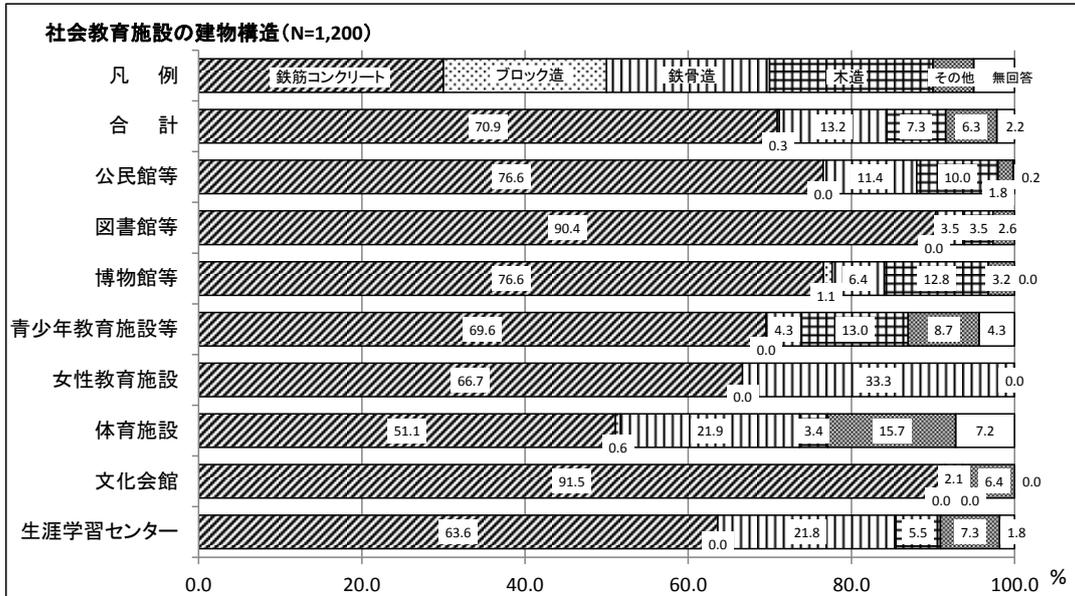
		合計	①専任	②兼任	③非常勤	④指定管理者	
公民館等	社会教育主事・主事補	職員数	77	25	25	24	3
		割合(%)	100.0%	32.5%	32.5%	31.2%	3.9%
		1施設あたり平均職員数	0.14	0.05	0.05	0.04	0.01
	公民館主事	職員数	457	109	37	311	0
		割合(%)	100.0%	23.9%	8.1%	68.1%	0.0%
		1施設あたり平均職員数	0.84	0.20	0.07	0.57	0.00
	指導系職員	職員数	155	50	2	97	6
		割合(%)	100.0%	32.3%	1.3%	62.6%	3.9%
		1施設あたり平均職員数	0.29	0.09	0.00	0.18	0.01
	合 計	職員数	2,624	910	426	1,169	119
割合(%)		100.0%	34.7%	16.2%	44.6%	4.5%	
1施設あたり平均職員数		4.84	1.68	0.79	2.16	0.22	
図書館等	社会教育主事・主事補	職員数	3	1	2	0	0
		割合(%)	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%
		1施設あたり平均職員数	0.03	0.01	0.02	0.00	0.00
	図書館司書・司書補	職員数	509	260	14	195	40
		割合(%)	100.0%	51.1%	2.8%	38.3%	7.9%
		1施設あたり平均職員数	4.46	2.28	0.12	1.71	0.35
	学芸員・学芸員補	職員数	10	9	0	1	0
		割合(%)	100.0%	90.0%	0.0%	10.0%	0.0%
		1施設あたり平均職員数	0.09	0.08	0.00	0.01	0.00
	合 計	職員数	1,397	697	72	524	104
割合(%)		100.0%	49.9%	5.2%	37.5%	7.4%	
1施設あたり平均職員数		12.25	6.11	0.63	4.60	0.91	
博物館等	社会教育主事・主事補	職員数	1	0	1	0	0
		割合(%)	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
		1施設あたり平均職員数	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00
	学芸員・学芸員補	職員数	293	200	22	35	36
		割合(%)	100.0%	68.3%	7.5%	11.9%	12.3%
		1施設あたり平均職員数	3.12	2.13	0.23	0.37	0.38
	指導系職員	職員数	50	33	1	11	5
		割合(%)	100.0%	66.0%	2.0%	22.0%	10.0%
		1施設あたり平均職員数	0.53	0.35	0.01	0.12	0.05
	合 計	職員数	1,055	560	72	259	164
割合(%)		100.0%	53.1%	6.8%	24.5%	15.5%	
1施設あたり平均職員数		11.22	5.96	0.77	2.76	1.74	
青少年教育施設等	社会教育主事・主事補	職員数	31	23	1	0	7
		割合(%)	100.0%	74.2%	3.2%	0.0%	22.6%
		1施設あたり平均職員数	1.35	1.00	0.04	0.00	0.30
	指導系職員	職員数	26	17	0	1	8
		割合(%)	100.0%	65.4%	0.0%	3.8%	30.8%
		1施設あたり平均職員数	1.13	0.74	0.00	0.04	0.35
	合 計	職員数	258	139	5	48	66
		割合(%)	100.0%	9.9%	0.4%	3.4%	4.7%
		1施設あたり平均職員数	11.22	6.04	0.22	2.09	2.87
	女性教育施設	社会教育主事・主事補	職員数	5	0	0	0
割合(%)			100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1施設あたり平均職員数			0.83	0.00	0.00	0.00	0.83
指導系職員		職員数	6	0	0	0	6
		割合(%)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
		1施設あたり平均職員数	1.00	0.00	0.00	0.00	1.00
合 計		職員数	64	14	0	9	41
		割合(%)	100.0%	21.9%	0.0%	14.1%	64.1%
		1施設あたり平均職員数	10.67	2.33	0.00	1.50	6.83
体育施設		社会教育主事・主事補	職員数	10	6	3	1
	割合(%)		100.0%	60.0%	30.0%	10.0%	0.0%
	1施設あたり平均職員数		0.03	0.02	0.01	0.00	0.00
	指導系職員	職員数	118	9	2	9	98
		割合(%)	100.0%	7.6%	1.7%	7.6%	83.1%
		1施設あたり平均職員数	0.37	0.03	0.01	0.03	0.31
	合 計	職員数	1,668	197	375	145	951
		割合(%)	100.0%	11.8%	22.5%	8.7%	57.0%
		1施設あたり平均職員数	5.23	0.62	1.18	0.45	2.98
	文化会館	社会教育主事・主事補	職員数	2	0	2	0
割合(%)			100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
1施設あたり平均職員数			0.04	0.00	0.04	0.00	0.00
図書館司書・司書補		職員数	13	2	0	11	0
		割合(%)	100.0%	15.4%	0.0%	84.6%	0.0%
		1施設あたり平均職員数	0.28	0.04	0.00	0.23	0.00
指導系職員		職員数	12	0	0	3	9
		割合(%)	100.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%
		1施設あたり平均職員数	0.26	0.00	0.00	0.06	0.19
合 計		職員数	451	56	38	33	324
	割合(%)	100.0%	12.4%	8.4%	7.3%	71.8%	
	1施設あたり平均職員数	9.60	1.19	0.81	0.70	6.89	
生涯学習センター	社会教育主事・主事補	職員数	27	12	11	1	3
		割合(%)	100.0%	44.4%	40.7%	3.7%	11.1%
		1施設あたり平均職員数	0.49	0.22	0.20	0.02	0.05
	指導系職員	職員数	36	10	7	19	0
		割合(%)	100.0%	27.8%	19.4%	52.8%	0.0%
		1施設あたり平均職員数	0.65	0.18	0.13	0.35	0.00
	合 計	職員数	494	216	57	191	30
		割合(%)	100.0%	43.7%	11.5%	38.7%	6.1%
		1施設あたり平均職員数	8.98	3.93	1.04	3.47	0.55

## (2) 社会教育施設の構造と建物総面積

- 社会教育施設の建物構造は、施設合計で鉄筋コンクリート造が 70.9%を占め、次いで鉄骨造が 13.2%、木造が 7.3%の順である。
- 鉄筋コンクリート造の割合の高い施設は、文化会館、図書館、公民館、博物館などであり、女性教育施設、体育施設、生涯学習センターなどで鉄骨造の割合が高くなっている。

図.1-2-1 社会教育施設の建物構造

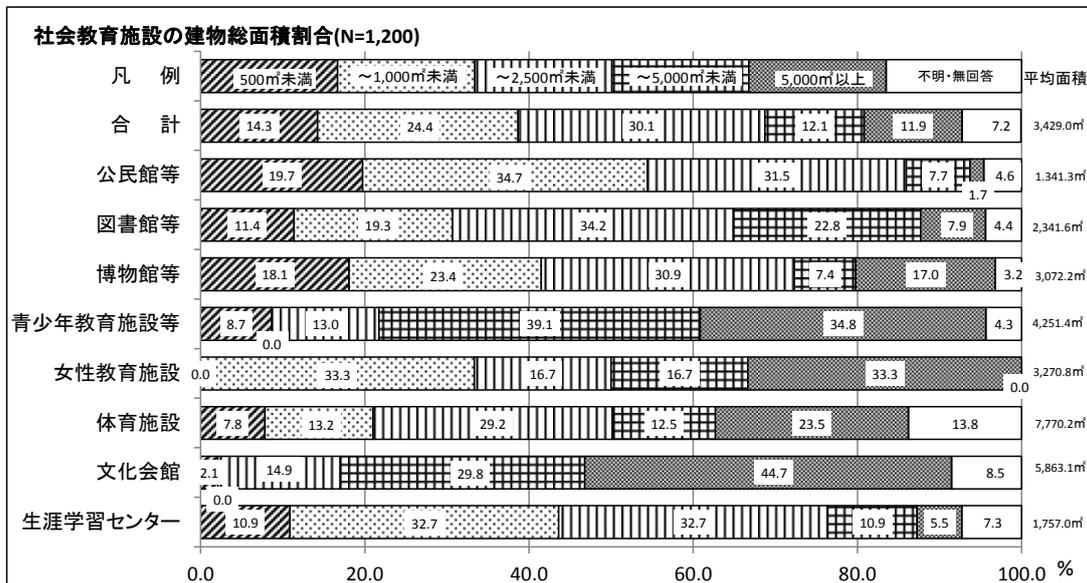
(施一問 3)



- 社会教育施設の建物総面積は、施設合計で 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,500 m<sup>2</sup>未満が 30.1%と最も多く、次いで 500 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満が 24.4%を占める。不明・無回答を除く平均面積は 3,429.0 m<sup>2</sup>である。
- 公民館についてみると、500 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満が 34.7%と最も多く、次いで 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,500 m<sup>2</sup>未満が 31.5%で、平均面積は 1,341.3 m<sup>2</sup>である。
- 5,000 m<sup>2</sup>以上の建物が多い施設としては、文化会館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設があげられる。

図.1-2-2 社会教育施設の建物総面積

(施一問 3)

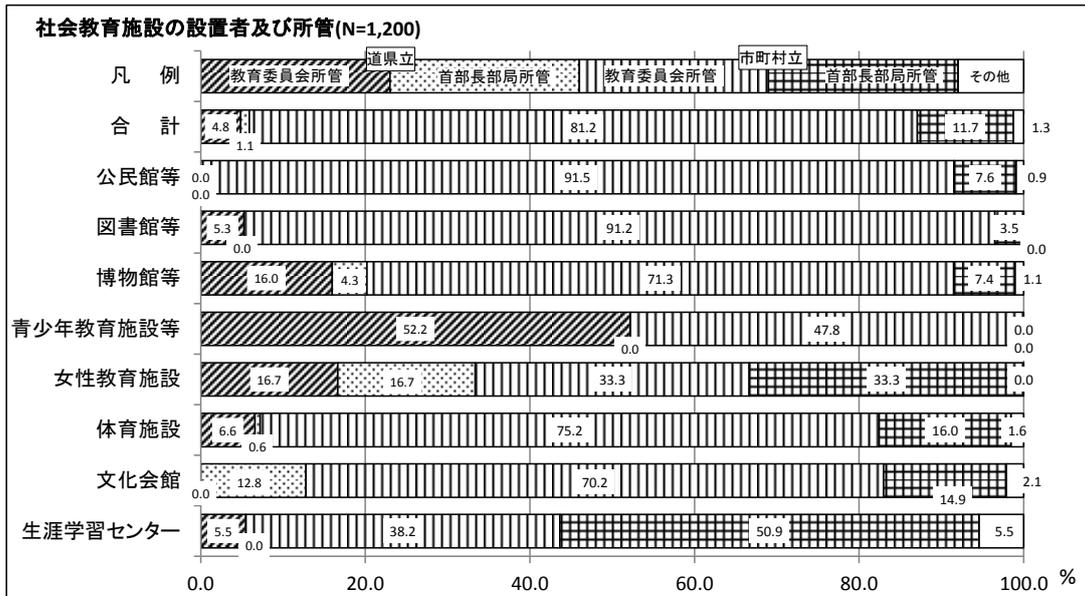


### (3) 社会教育施設の設置者及び所管

- 社会教育施設の設置者及び所管は、施設合計で道県立が 5.9%を占め、市町村立が 92.9%を占める。
- 市町村教育委員会所管の施設としては、公民館が 91.5%、図書館が 91.2%、体育施設が 75.2%、博物館が 71.3%、文化会館が 70.2%と高くなっている。
- 道県立施設としては、青少年教育施設が 52.2%と高い。

図.1-2-3 社会教育施設の設置者及び所管

(施一問 4)

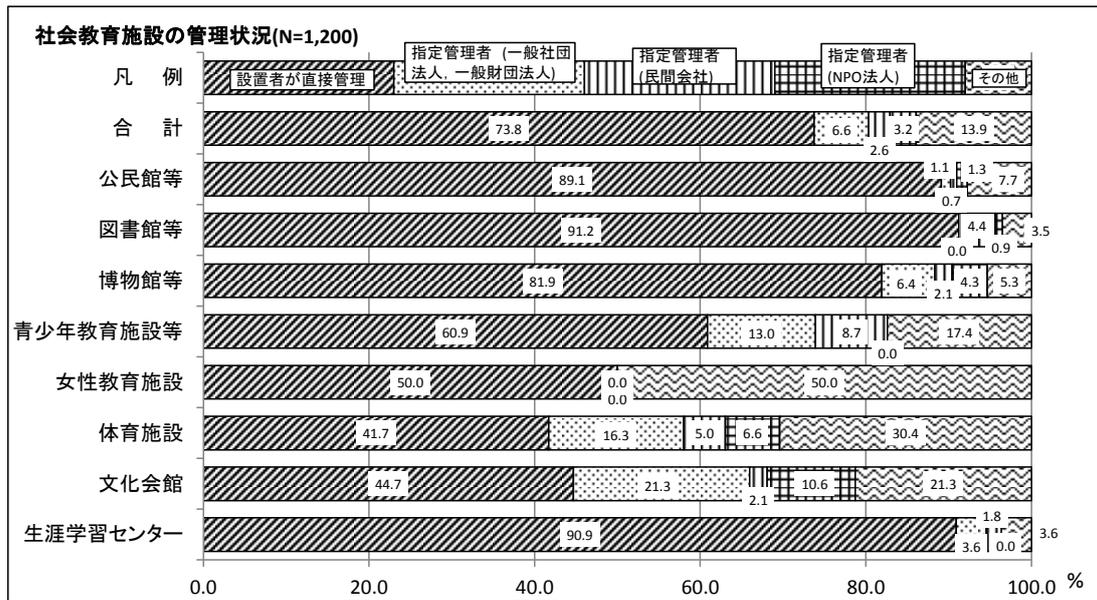


### (4) 社会教育施設の管理状況

- 社会教育施設の管理は、施設合計では設置者が直接管理している施設が 73.8%を占め、指定管理者による管理が 12.4%を占める。指定管理者の内訳についてみると、一般社団法人・一般財団法人が 6.6%、NPO 法人が 3.2%、民間会社が 2.6%となっている。
- 設置者による直接管理の割合が高い施設は、図書館 91.2%、生涯学習センター 90.9%、公民館 89.1%となっている。
- その他の管理状況としては、業務委託、地域の自治会やコミュニティ団体が管理しているなどの例が挙げられている。

図.1-2-4 社会教育施設の管理状況

(施一問5)

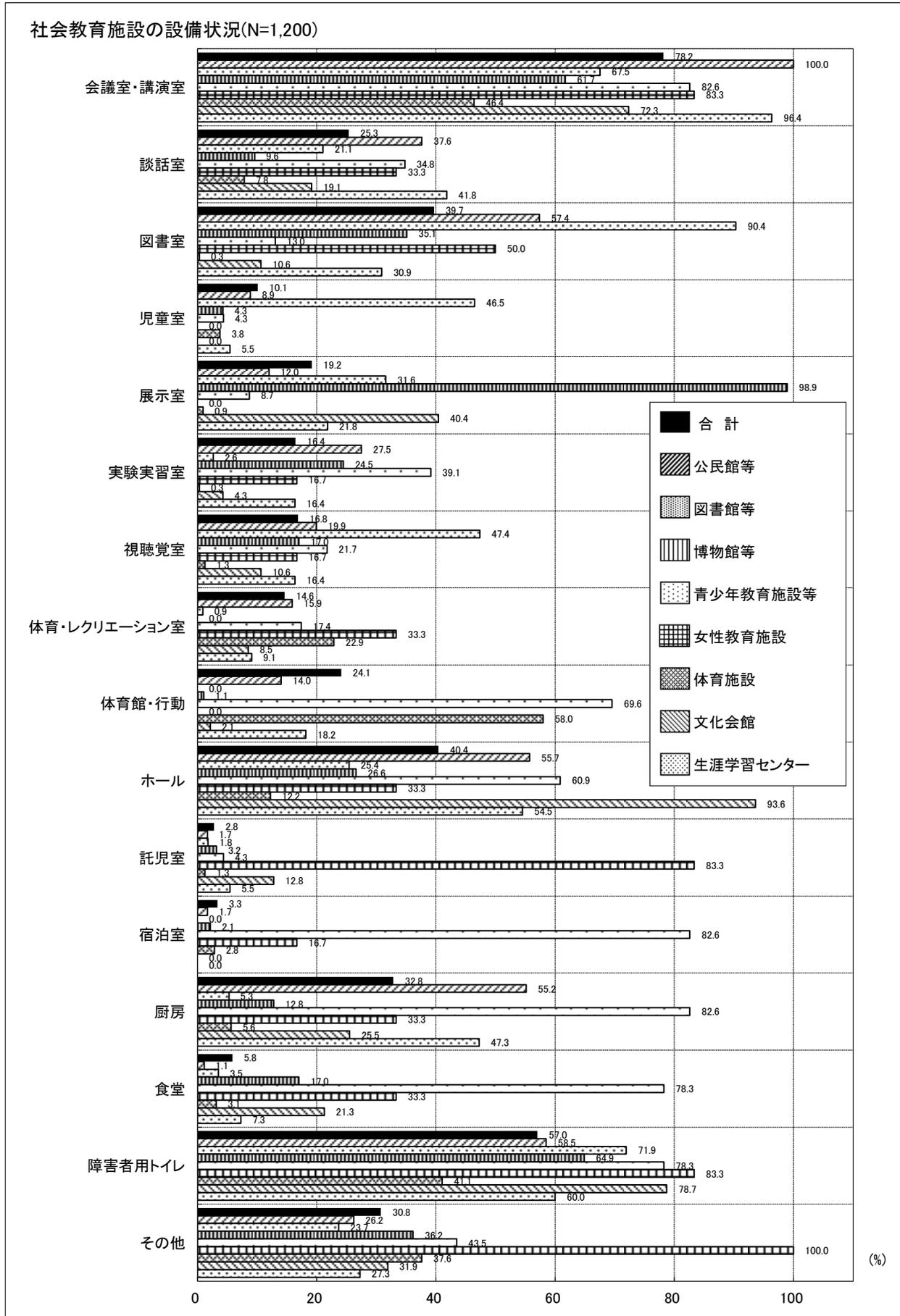


(5) 社会教育施設の設備等

- 社会教育施設の設備についてみると、施設全体では会議室・講演室の設置割合は78.2%と高くなっている。
- 避難所運営において有意であると考えられる設備のうち、宿泊施設については青少年教育施設等で82.6%と高いものの、公民館では1.7%、施設全体でも3.3%の設置に過ぎない。
- 同様に厨房については、青少年教育施設等で82.6%、公民館で55.2%となっており、施設全体では32.8%に設置されている。食堂は、施設全体で5.8%の設置である。
- 障害者トイレについては、設置の割合が比較的高く、施設全体で57.0%、公民館でも58.5%の設置となっている。
- その他としては、事務室、和室、調理室、工作室、音楽室、倉庫・収蔵庫などが挙げられ、体育施設関係では、グラウンド（野球、テニス等）、柔剣道場、プールなどが挙げられている。

図.1-2-5 社会教育施設の設備状況

(施-問6)

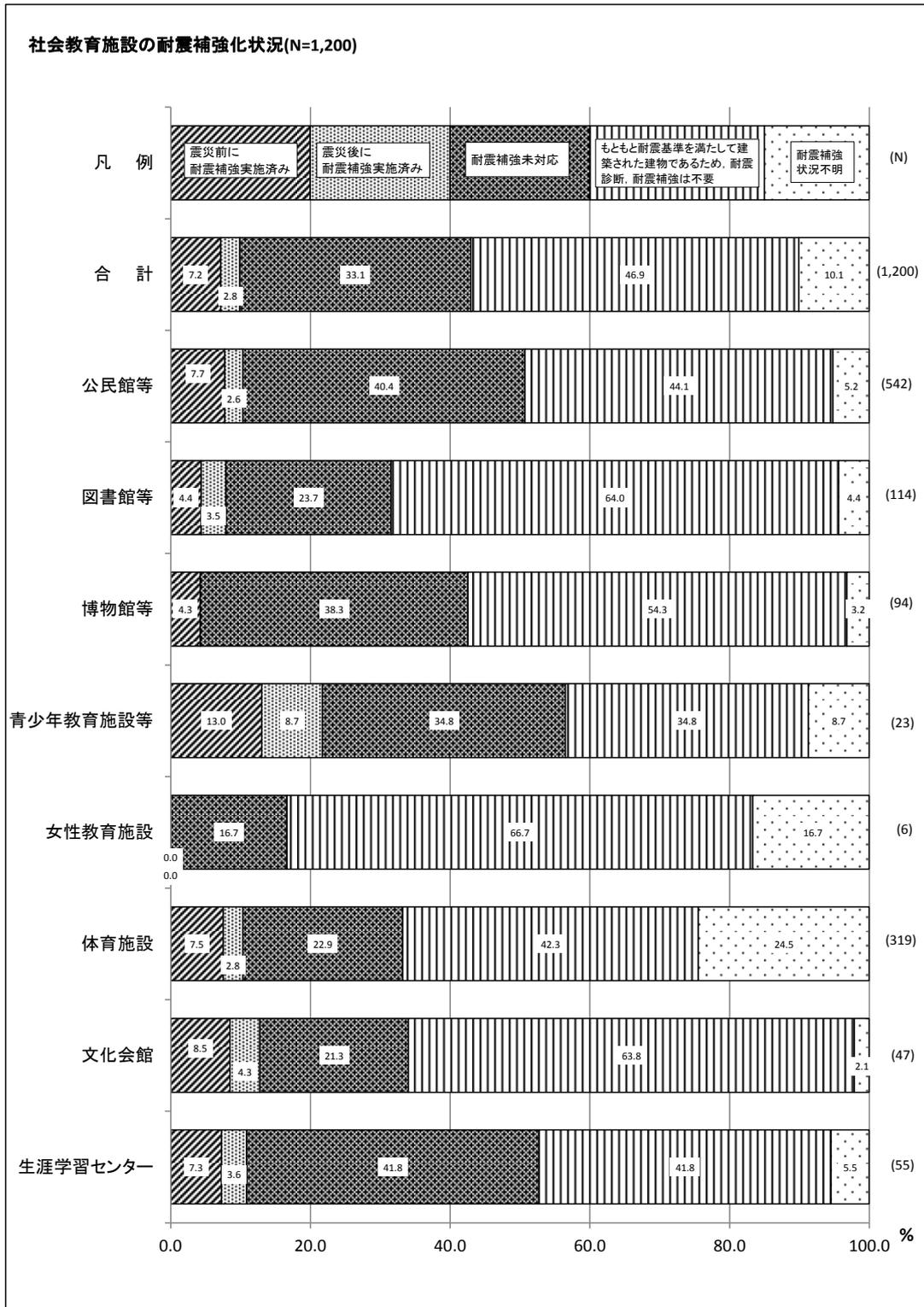


## (6) 社会教育施設の耐震化状況

- 社会教育施設の耐震化状況についてみると、施設合計で、「もともと耐震化基準を満たして建築された建物であるため、耐震診断、耐震補強は不要」とする施設が 46.9%を占める。
- 耐震補強未実施の施設は 33.1%を占める。
- 施設別にみると、生涯学習センターでの耐震補強を未実施の割合が 41.8%を占め、次いで公民館が 40.4%を占める。

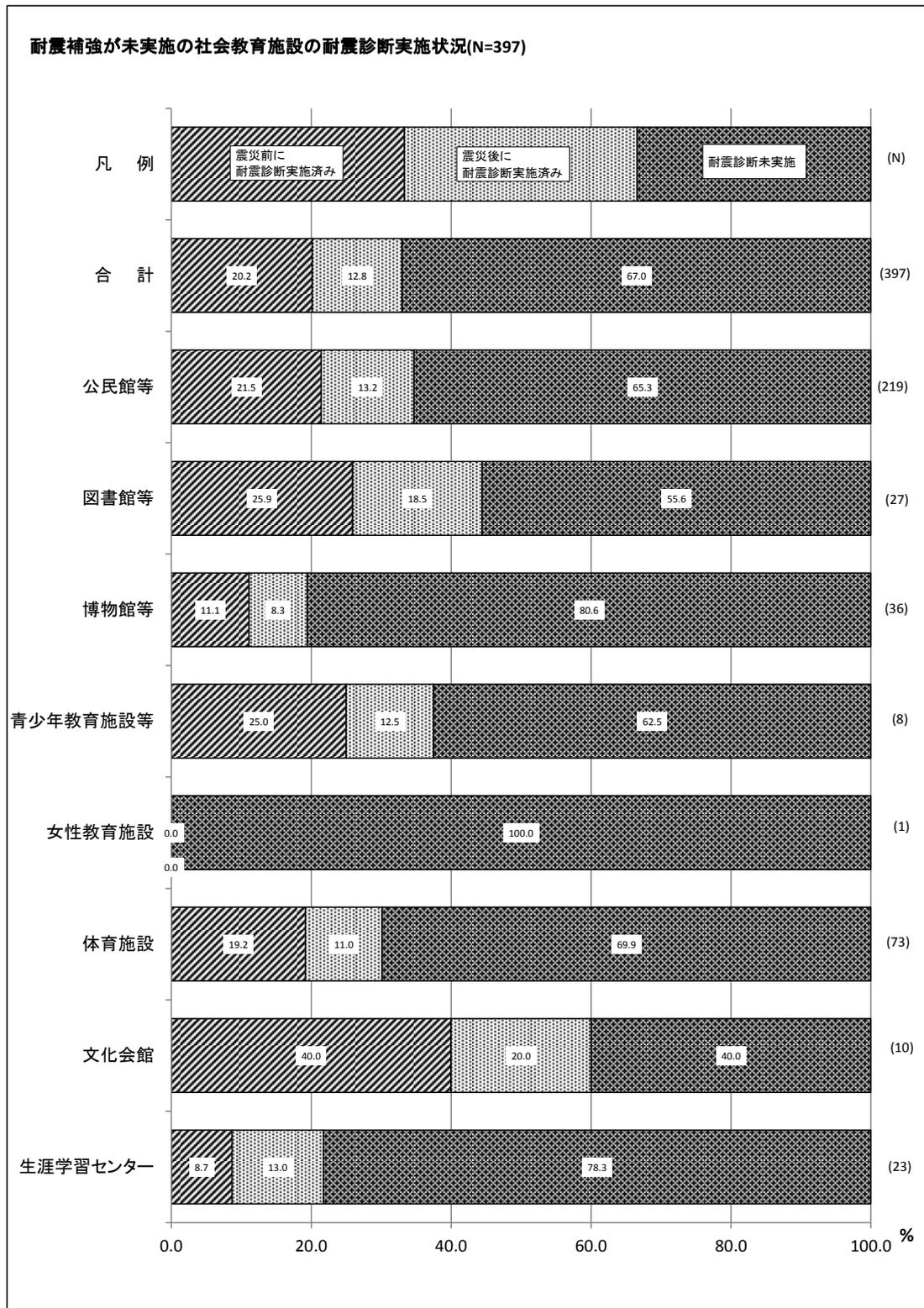
図.1-2-6 社会教育施設の耐震化状況

(施一問 7)



- 耐震補強未実施の施設(N=397)の耐震診断の実施状況についてみると、施設合計で、現在でも耐震診断が未実施の施設が 67.0%を占める。耐震診断状況が不明の施設はなかった。
- 耐震補強が未実施で震災後に耐震診断を実施した施設は 12.8%である。
- 施設別にみると、女性教育施設、博物館、生涯学習センター、体育施設などで震災後も耐震診断が未実施の割合が高い。

図.1-2-7 社会教育施設の耐震診断実施状況（耐震補強が未実施の施設対象）（施一問 7）



### 3 社会教育施設の被害状況について

#### (1) 東日本大震災による被害情報について(文部科学省報道資料 平成 24 年 9 月 14 日)

文部科学省において把握している被害状況(文部科学省報道発表「東日本大震災による被害情報について第 208 報」)によると、震災による物的被害は、社会教育施設 1,784 件、社会体育施設 1,318 件で被害を受けている。

表.1-3-1 東日本大震災による物的被害(文部科学省報道資料「東日本大震災による被害情報について第 208 報」)

都道府県名	国立学校施設 (校)	公立学校施設 (校)	私立学校施設 (校)	指定・非指定 (施設)	文化財等 (件)	研究施設等 (施設)	計
北海道	2	4	3	4			13
青森県	1	122	18	41	10		192
岩手県	5	424	67	372	68		936
宮城県	6	805	221	654	89	5	1,780
秋田県	2	29	1	24	11		67
山形県	5	82		40	20		147
福島県	6	751	161	530	76		1,524
茨城県	11	1,056	223	521	182	5	1,998
栃木県	3	448	74	272	87		884
群馬県	3	254	51	125	60		493
埼玉県		566	117	190	25	2	900
千葉県	8	766	142	224	38	1	1,179
東京都	14	485	250	224	47	6	1,026
神奈川県	4	465	68	78	12	2	629
新潟県	1	129	12	49	3		194
山梨県	2	9	5	2	10		28
長野県		13	2	9	1		25
岐阜県		1					1
静岡県	1	75	12	35	3		126
愛知県	1			3			4
三重県					1		1
京都府	1						1
和歌山県			1				1
高知県					1		1
計	76	6,484	1,428	3,397	744	21	12,150
1都1道 1府21県	大 共同 高専 12	幼小 358 3,252 1,652 835 4 183 13 4 1 16 166	幼小 583 17 48 146 3 3 156 34 438	社教 1,784 社体 1,318 文化 278 教研 17	国宝 5 重文 160 特史 6 史跡 90 特名 5 名勝 17 天然 16 伝建 6 重有 4 その他 4 45	科政局 4 振興局 6 開発局 6 その他 5	

・主な被害状況：校舎や体育館の倒壊や半焼、津波による流出、水没、浸水、地盤沈下、校庭の段差や亀裂、外壁・天井の落下、外壁亀裂、ガラス破損 など

## (2) 社会教育行政調査による被害状況のとりまとめ

- 教育委員会を対象とした社会教育行政調査(121自治体回答)によると、東日本大震災による社会教育施設の被害状況は、全施設 2,122 施設に対して「全壊」が 89 施設、「全壊はしていないが、被害が大きく建替が必要」が 28 施設、「建物被害があり、補修復旧工事が必要」が全体の 77.4%にあたる 1,642 施設となっており、建物、備品等の何らかの被害を受けた施設が 93.3%にあたる 1,979 施設となっている。
- 被害総額については 1,027 億 51 百万円で、図書館の 567 億 37 百万円、体育施設の 308 億 16 百万円が大きくなっている。
- 建物、備品等の何らかの被害を受けた施設あたりの平均被害額をみると、1 施設あたり図書館の 3 億 22 百万円が大きく、次いで青少年教育施設 72 百万円、文化会館 36 百万円、体育館 30 百万円、博物館 27 百万円、公民館 15 百万円となっている。

表.1-3-2 社会教育施設の被害状況 (施設数、社会教育施設当たりの被害の割合) (行一問 3)

	公民館等	図書館等	博物館等	青少年教育施設等	女性教育施設	体育施設	文化会館	生涯学習センター	合計
全壊	18 (2.6%)	1 (0.6%)	1 (0.8%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	67 (7.5%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	89 (4.2%)
全壊はしていないが、被害が大きく建替が必要	8 (1.1%)	2 (1.2%)	2 (1.6%)	1 (1.9%)	1 (25.0%)	9 (1.0%)	1 (1.4%)	4 (3.6%)	28 (1.3%)
建物被害があり、補修復旧工事が必要	324 (46.4%)	136 (82.9%)	110 (87.3%)	32 (61.5%)	1 (25.0%)	933 (104.1%)	46 (64.8%)	60 (54.5%)	1,642 (77.4%)
備品、図書、展示物等の被害があった施設数	71 (10.2%)	37 (22.6%)	31 (24.6%)	8 (15.4%)	0 (0.0%)	32 (3.6%)	8 (11.3%)	33 (30.0%)	220 (10.4%)
なんらかの被害を受けた施設数の合計	421 (60.2%)	176 (107.3%)	144 (114.3%)	42 (80.8%)	2 (50.0%)	1,041 (116.2%)	55 (77.5%)	98 (89.1%)	1,979 (93.3%)
施設数合計	699 (100.0%)	164 (100.0%)	126 (100.0%)	52 (100.0%)	4 (100.0%)	896 (100.0%)	71 (100.0%)	110 (100.0%)	2,122 (100.0%)

表.1-3-3 社会教育施設の被害額(単位:百万円) (行一問 3)

	公民館等	図書館等	博物館等	青少年教育施設等	女性教育施設	体育施設	文化会館	生涯学習センター	合計
被害額計	6,109	56,737	3,839	3,012	6	30,816	1,981	252	102,751
何らかの被害を受けた社会教育施設当たり被害額	15	322	27	72	3	30	36	3	52

### (3) 社会教育施設別の被害状況

- 社会教育施設ごとの被害状況としては、「地震被害により建物が損壊したが、比較的軽微な被害であり、復旧工事で対応できた」施設が 589、「建物の被害はなかった」施設が 387、「図書や展示品、施設の備品等に被害があった」施設が 267、「図書や展示品、施設の備品等にも被害はなかった」施設が 146、「津波被害により建物が損壊したが、比較的軽微な被害であり、復旧工事で対応できた」施設が 9 となっている。
- その他としては、「グラウンドや敷地内の地盤の被害、地盤沈下」や「液状化による駐車場被害」、「水道等のライフラインの被害」、「津波により流出」、「原発事故により詳しい被害調査が不能」などが挙げられている。

注：本調査では、「全壊または被害が大きく大規模な復旧工事が必要で、まだ機能を回復していない施設」については調査対象外としている。

図.1-3-1 社会教育施設の被害状況

(施一問 8)

